

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第103号-続報⑳

今回のテーマ「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置-続報⑳」について

情報通信第103号続報です。出入国在留管理庁が速報で発表した9月の外国人入国者数は全国249,323人のうち、成田121,322人、福岡13,822人です。

外国人入国者数及び日本人帰国者数の推移（令和3年9月～令和4年9月）（速報値）



単位：人 1日平均は小数以下を四捨五入		外国人入国者数								日本人 帰国者数	入帰国者数 (※4)	
		総数	新規入国者(※1)						再入国			
			短期滞在 うち観光(※2)	留学	技能実習 (※3)	特定技能 1号	その他					
令和3年	9月	27,756	6,918	1,489	665	0	0	4,764	20,838	38,106	65,862	
	1日平均	925	231	50	22	0	0	159	695	1,270	2,195	
	10月	33,228	10,999	3,419	1,522	1	1	6,056	22,229	42,209	75,437	
	1日平均	1,072	355	110	49	0	0	195	717	1,362	2,433	
	11月	32,752	11,568	2,255	1,709	15	12	7,577	21,184	48,098	80,850	
1日平均	1,092	386	75	57	1	0	253	706	1,603	2,695		
12月	23,786	2,783	711	12	0	0	2,060	21,003	84,535	108,321		
1日平均	767	90	23	0	0	0	66	678	2,727	3,494		
令和4年	1月	29,736	2,015	699	15	0	0	1,301	27,721	39,725	69,461	
	1日平均	959	65	23	0	0	0	42	894	1,281	2,241	
	2月	28,422	5,206	1,060	89	5	0	4,052	23,216	35,226	63,648	
	1日平均	1,015	186	38	3	0	0	145	829	1,258	2,273	
	3月	82,456	48,418	6,522	14,810	10,163	1,758	15,165	34,038	90,389	172,845	
	1日平均	2,660	1,562	210	478	328	57	489	1,098	2,916	5,576	
	4月	157,557	124,337	15,597	46,889	37,690	3,692	20,469	33,220	101,504	259,061	
	1日平均	5,252	4,145	520	1,563	1,256	123	682	1,107	3,383	8,635	
	5月	173,930	114,498	25,556	30,278	36,780	2,301	19,583	59,432	135,246	309,176	
	1日平均	5,611	3,693	824	977	1,186	74	632	1,917	4,363	9,973	
	6月	149,011	94,419	39,122	252	12,951	21,919	1,681	18,746	54,592	195,396	344,407
	1日平均	4,967	3,147	1,304	8	432	731	56	625	1,820	6,513	11,480
	7月	178,686	111,402	66,633	7,903	10,227	12,610	1,604	20,328	67,284	266,027	444,713
1日平均	5,764	3,594	2,149	255	330	407	52	656	2,170	8,582	14,346	
8月	223,672	99,857	63,766	10,826	6,418	9,692	1,526	18,455	123,815	318,325	541,997	
1日平均	7,215	3,221	2,057	349	207	313	49	595	3,994	10,269	17,484	
9月	249,323	146,356	90,678	19,013	21,488	11,060	1,972	21,158	102,967	312,619	561,942	
1日平均	8,311	4,879	3,023	634	716	369	66	705	3,432	10,421	18,731	

※1 新規入国者の内訳は、水際対策強化に係る新たな措置(27)(令和4年2月24日公表)及び同措置(29)(令和4年5月26日公表)等に基づき特段の事情があるものとして新規入国した者及びその他人道上の配慮の必要性等の特段の事情により新規入国した者の合計である。
 ※2 「短期滞在」のうち入国目的「観光」については、水際対策強化に係る新たな措置(29)(令和4年5月26日公表)及び同措置(32)(令和4年9月1日公表)に基づき観光目的で新規入国した者である。
 ※3 在留資格「技能実習」は「技能実習1号」、「技能実習2号」、「技能実習3号」及び「技能実習3号」の合計である。
 ※4 入帰国者数とは、外国人入国者数及び日本人帰国者数の合計である。

厚生労働省・検疫所

健康カード

2022/10/11

入国後は感染拡大防止のため
以下の事項にご協力をお願いします。

- 下記の感染拡大防止対策を行ってください。
 - 屋内において人との距離（目安2m以上）を確保できない状況で会話をする場合はマスクを着用してください。
 - 手指消毒を徹底し、「手洗い」をこまめに行ってください。
 - 「3密（密閉・密集・密接）」を避けるようにしてください。
- 入国後に陽性や発熱等の症状が出た場合は、滞在地の都道府県における情報を確認し案内に従ってください。

★マスクの着用について

マスクの着用について詳細な情報はこちらからご確認いただけます。



★厚生労働省ウェブサイト

各都道府県の相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先はこちらからご確認いただけます



最新の水際対策は
厚生労働省 HP を
確認ください。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000012143_1_00209.html

ワクチンの追加
接種は市区町村
に確認を！！